

# 仕 様 書

## 1 件 名

Web 広告を活用した海外プロモーション事業

## 2 事業目的

県では、外国人観光客の誘客促進のため、海外での営業活動や OTA 登録の促進を行っているが、訪日外客数が過去最大を更新している現状において、さらなる誘客を促進するため、新たな市場に対し本県のプロモーションを行い、海外に対し認知拡大、興味関心の喚起をしていくことが重要であると考える。

そこで、本県への訪問者数が多い市場のうち、個別事業を実施していないシンガポールおよび豪州の訪日旅行検討層をターゲットに、航空会社やオンライン旅行会社（以下、「OTA」とする）等と連携し、Web 広告等を活用したプロモーションを行うことで、福井県の認知拡大を図るとともに、本県への旅行需要を喚起し、誘客促進につなげることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

## 4 事業内容

### (1) オンラインプロモーションの実施

#### (ア) 対象市場・ターゲット

- ・対象市場およびターゲットは以下のとおりとする。

対象市場：シンガポール、豪州

ターゲット：訪日旅行検討層、訪日リピーター層

- ・Web 広告を実施する際の配信割合は、原則として各市場同等の割合で行うこと。ただし、広告配信後のパフォーマンス等を踏まえ、より高い効果が見込まれる場合には、県と協議の上、配信割合を変更することも可能とする。
- ・その他、上記対象市場・ターゲットを補完する形で、効果的と考えられる対象市場・ターゲットがある場合は、その理由と想定する配信規模を明示した上で提案すること。

#### (イ) オンラインプロモーション

- ・福井県の自然、食、禅、伝統工芸といった観光コンテンツの中から、ターゲット層への訴求に効果的なコンテンツをまとめ、プロモーションを実施すること。
- ・プロモーションを実施する媒体や配信時期等については、対象市場・ターゲットに効果的な手段を選択または組み合わせにより提案すること。
- ・プロモーションに当たっては、訪日旅行検討層に対し効果的に露出するため、航空会社、交通事業者、OTA のいずれかの事業者と連携を行うこと。
- ・プロモーションと連動して、福井への誘客を図る効果的なキャンペーンを企画・実施すること。
- ・福井県観光連盟が運営する海外向け観光情報サイト「Discover Fukui」および海外向け SNS アカウント「Discover Fukui」との連携については、効果的な連携が可能な場合、その内容について提案すること。
- ・プロモーションの実施に伴い、バナー画像や動画等の制作が必要な場合、その制作費用は委託費用に含めるものとする。

#### (ウ) 目標値

- ・ Web 広告配信に当たっては、以下の指標により、本業務の目的に照らして妥当と考えられる目標値を対象市場ごとに設定の上、提案すること。

①インプレッション数

②クリック率

③その他、本業務において設定することが妥当と考えられる指標

- ・ 目標値の提案に当たっては、その数値が妥当である理由も併せて説明すること。

#### (2) プロモーションの効果測定

- ・ (1) の効果や実績について、調査・検証・報告を行うこと。測定方法や測定期間について具体的に提案すること。
- ・ 効果の測定に当たっては、購入データや人流データ等、福井県に訪問・滞在したことがわかるデータを用いて測定すること。当該データの取得が困難な場合は、最適と考えられる測定手法を別途提案すること。

#### 5 成果物や実績報告書の提出

下記の成果物や実績報告書等を作成し、令和9年3月19日までに電子データで提出すること。

##### ①実績報告書

- ・ オンラインプロモーションの概要（配信実績、KPI 達成状況等）
- ・ プロモーション効果測定結果

##### ②(1) で作成したバナー広告等の制作物の電子データ

##### ③その他福井県が業務の確認に必要と認める書類およびデータ等

#### 6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等の著作権および所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、福井県に帰属するものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 成果物を当該事業以外で使用する場合は、福井県は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

#### 7 その他留意事項等

- ・ 本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、福井県と十分な調整を行うこと。
- ・ 大本山永平寺の協力が必要な場合は、必ず事前に県に報告すること。
- ・ 本業務を遂行するため、福井県は受託者に対して、業務の進捗状況の報告を求めることができる。
- ・ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- ・ 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託

者の負担とする。

- ・受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、定めるものとする。